

答 申 書
(答申第5号)

平成10年9月30日

1 審査会の結論

室蘭土木現業所における住民監査請求の対応に関する決定書及び報告書中の別紙2に掲げる非開示部分のうち、次の部分を非開示としたことは妥当であるが、その余の部分を非開示としたことは妥当ではない。

- (1) 法人又は施設の名称並びに施設の所在地
- (2) 別紙2に掲げる(6)の文書のうち、土地の所有者名及び地番

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙(省略)のとおり

3 審査会の判断

- (1) 本件諮問事案における審議について

ア 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書(以下「本件公文書」という。)について

本件公文書は、室蘭土木現業所(以下「本件現業所」という。)における公金の支出を対象とした地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求(以下「本件監査請求」という。)に関して、監査の対象部局である本件現業所が作成した決定書及び報告書であり、各文書の主な記載内容は次のとおりである(別紙2に掲げる(8)の文書については全部開示しているので省略する。)

- (ア) 別紙2に掲げる(1)、(3)、(5)、(6)及び(7)の文書(以下「本件調査回答文書」という。)

本件監査請求に係る北海道監査委員(以下「監査委員」という。)からの調査事項及びそれに対する回答又はその訂正に関する事項

- (イ) 別紙2に掲げる(2)の文書(以下「本件事情聴取文書」という。)

本件現業所及び関係人(土木部)の監査委員からの事情聴取に関する事項

- (ウ) 別紙2に掲げる(4)の文書(以下「本件監査結果文書」という。)

監査結果に係る公表の内容及び口頭指導事項の要旨

なお、別紙2に掲げる(6)の文書には本件監査請求に関係する土地の所有者名及び地番(以下「所有者情報」という。)が、(2)、(4)及び(5)の文書には本件監査請求の監査請求人の住所及び氏名(以下「請求人情報」という。)が、また、各文書には本件監査請求に関係する法人又は施設の名称並びに施設の所在地といった特定の法人が識別され得る情報(以下「本件法人情報」という。)が記録されている。

イ 本件諮問事案における審議について

本件公文書に係る一部開示決定(以下「本件処分」という。)に当たり、北海道知事(以下「実施機関」という。)が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「改正後の条件」という。)による改正前の北海道公文書の開示等に関する条例

(以下「改正前の条例」という。)第9条第2項第5号に規定する非開示情報に該当するとして非開示とした情報(以下「本件非開示情報」という。)は、別紙2に掲げる非開示部分であり、異議申立人は本件処分の取消しを求めている。

また、実施機関から、所有者情報及び請求人情報については改正前の条例第8条第1項本文に、本件法人情報については改正前の条例第9条第1項本文にも該当する旨の予備的主張がなされているので、順次、改正前の条例に規定する非開示情報の該当性について検討する。

(2) 改正前の条例第9条第2項第5号の該当性について

ア 改正前の条例第9条第2項第5号は、開示請求に係る公文書に、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にするおそれのある情報が記録されているときは、公文書の開示をしないことができる旨定めている。

イ 実施機関は、本件非開示情報が本項本号に該当する理由として、本件非開示情報は監査の過程の事項であり、開示すると、監査の手法が明らかになることから、将来の同種の事務の公正又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがある旨主張する。

確かに、一般的に監査事務の性質上、監査の経過等が明らかになると、監査対象者が事前に対策を講じること等により監査の実効が上がりなくなり、監査事務の公正な実施を困難にするおそれがあることは否定できない。しかしながら、本件非開示情報については、事実関係の確認等に関する情報であり、実施機関の提出資料をもってしては、開示することにより監査の手法が明らかになるとは認められないことから、監査事務の公正な実施を著しく困難にするとはいえないものと判断する。

ウ 次に、実施機関は、本件調査回答文書及び本件事情聴取文書については、監査委員が本件監査請求に係る監査の過程で関係人から得た情報及び関係人に対して行った事情聴取の内容を記録したものであり、監査のために行う関係人に対する事情聴取等の調査は、その内容について公表することを前提として行うものではないから、関係人の意に反して後日発表されるということになれば、今後の監査に際して、関係人から協力を拒まれることなどにより、監査事務の実施に重大な支障が生じる旨主張する。

監査委員の関係人に対する調査権については、地自法第199条第8項において定められているが、監査委員の調査を拒否した場合における罰則がなく、調査に強制力がないことから、実施機関が主張するような抽象的な危険があることは否定できない。

しかしながら、関係人が道職員である場合には、これまで監査委員の調査に対して協力を拒まれたという事実は認められず、また、罰則の有無に関わらず監査委員の調査に対して協力することが当然とも考えられる。本件調査回答文書及び本件事情聴取文書については、記録されている関係人がすべて道職員であり、実施機関の提出資料をもってしては、これを開示することにより、今後関係人から協力を拒まれ、監査事務の円滑な実施を著しく困難にするとはいえないものと判断する。

エ また、実施機関は、本件監査結果文書中の本件非開示情報については、監査結果の公表に関連して監査委員が口頭で述べた指導事項に係るものであるが、これを開示すると、地自法第242条第3項に定める勧告と混同されることにより、誤解を生じさせ、

監査事務及び監査の対象となった事務の公正又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがある旨主張する。

しかしながら、本件監査結果文書において、上記の指導事項が監査結果の公表とは別件であることが述べられていることから、通常そのような誤解は生じないものと考えられ、また、仮にそのような誤解が生じることがあるとしても、実施機関が十分に説明をすれば容易に解決し得るものと考えられることから、このことをもって、監査事務及び監査の対象となった事務の公正又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとはいえないものと判断する。

オ したがって、本件非開示情報は、いずれも改正前の条例第9条第2項第5号に定める非開示情報には該当しない者と判断する。

なお、改正後の条例第10条第1項第6号には、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる情報は、非開示情報に該当する旨規定されている。

(3) 改正前の条例第8条第1項本文の該当性について

ア 改正前の条例第8条第1項本文は、開示請求に係る公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（法令及び他の条例（以下「法令等」という。）の規定により何人でも取得することができる情報並びに公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報を除く。以下「特定個人情報」という。）が記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしてはならない旨定めている。

また、特定個人情報から除外される情報としては、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」等が挙げられているが、これらには、公にすることが慣行となっていて公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報であって実施機関自らが作成し、又は取得したもの等が該当する解されている。

イ 本件公文書に記録されている情報のうち、所有者情報については、明らかに特定の個人が識別され得る情報であり、本件公文書が公金の違法支出の疑いがあるとする住民監査請求に係るものであることを考慮すると、このような情報は、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないとは認められず、また、所有者情報が公表されている事実も認められないことから、特定個人情報に該当するものと判断する。

しかしながら、請求人情報については、本件監査請求に係る監査結果の公表において既に公にされている情報であるから、そもそも秘匿の利益はないというべきであり、非開示情報には該当しないものである。

なお、改正後の条例第10条第1項第1号には、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められる情報は、非開示情報に該当する旨規定さ

れている。

(4) 改正前の条例第9条第1項本文の該当性について

ア 改正前の条例第9条第1項本文は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるものが記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしないことができる旨定めている。

また、ここでいう「競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるもの」には、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の信用、社会的評価が明らかに損なわれると認められる情報も含まれると解される。

イ そもそも本件公文書は、公金の違法支出の疑いがあるとする本件監査請求に係るものであるから、本件公文書に記録されている本件法人情報を開示すると、本件法人情報から識別され得る法人が公金の違法支出に関与したのではないかという疑いを持たれるであろうことは、容易に想像できる。そして、このような疑いを持たれることにより、当該法人の信用等が損なわれることは明らかであるから、本件法人情報は、本項本文に規定する非開示情報に該当するものと判断する。

なお、改正後の条例第10条第1項第2号には、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる情報は、非開示情報に該当する旨規定されている。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

なお、本件諮問事案については、実施機関から、2件の異議申立てを併合して諮問されているものである。

また、改正後の条例の施行に伴い、平成10年4月1日付けで、審査会の名称が北海道公文書開示審査会から北海道情報公開審査会に変更された。

年 月 日	処 理 経 過
平成10年1月27日	○ 諮問書の受理
平成10年2月16日 (第78回審査会)	○ 実施機関からの関係資料の提出 ○ 実施機関から本件処分の理由等について説明 ○ 審議
平成10年6月1日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託

(第1回審査会)	
平成10年6月26日 (第二部会)	○ 実施機関による説明 ○ 審議
平成10年7月16日 (第二部会)	○ 実施機関による説明 ○ 審議
平成10年7月30日 (第二部会)	○ 事案関係者(北海道監査委員事務局)から意見聴取 ○ 審議
平成10年8月6日 (第二部会)	○ 審議
平成10年9月11日 (第二部会)	○ 答申案の審議
平成10年9月30日 (第5回審査会)	○ 答申案の審議
平成10年9月30日	○ 答申

別紙 2

開示請求の対象となった公文書及び非開示部分

1 平成8年11月22日付けで行った一部開示決定に係るもの

番号	対象公文書名	非開示部分
(1)	住民監査請求に係る調査事項について」と題する決定書（平成2年6月21日決定）	・住民監査請求に係る調査事項に対する結果（調査事項及び回答）
(2)	「住民監査請求に係る事情聴取について」と題する報告書（平成2年6月30日報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査委員会議日程表 ・ 会場配置図 ・ 出席者名簿 ・ 監査委員の発言要旨 ・ 土木部長あいさつ ・ 住民監査請求に係る調査事項に対する結果（調査事項及び回答） ・ 室蘭土木現業所長あいさつ
(3)	「住民監査請求に係る調査結果報告について」と題する報告書（平成2年7月27日報告）	住民監査請求に係る調査結果（回答結果の訂正に関するもの）
(4)	「住民監査請求の監査結果の講評について」と題する報告書（平成2年7月31日報告）	「住民監査請求について（七月三十日）」と題する文書中の口頭による指導事項の内容

2 平成9年2月13日付けで行った一部開示決定に係るもの

番号	対象公文書名	非開示部分
(5)	「住民監査請求に係る調査事項について」と題する決定書（平成2年4月5日決定）	住民監査請求に係る調査事項に対する回答結果
(6)	「住民監査請求に係る調査事項について」と題する決定書（平成2年4月17日決定）	住民監査請求に係る補足調査事項に対する回答結果

(7)	「住民監査請求に係る調査事項の回答について」と題する報告書（平成2年5月1日報告）	住民監査請求に係る調査事項に対する回答結果の訂正に関するもの
(8)	「住民監査請求に係る事情聴取について」と題する報告書（平成2年6月11日報告）	なし（全部開示）